

大嘗會便蒙自叙

禮大者古四曰冠曰昏曰喪曰祭中國唯祭是之遠古以降恒例臨時祭祀其目最多就中特為大祀者是此大嘗耳可謂大之又大禮之樞要也而永享滄瀼王室始終大禮不襲三百年間人為古談雖貞享昇平初興廢亦無能有連綿去歲戊午再繼絕テ千古之禮復行於今萬葉之美豈有大焉失以朝賀之儀昂岱之禮雖其大

不出乎大嘗之左而槩季唐制為之模非中國
從來之式唯於大嘗則否山藍之褶可以目華
人之古壽詞之奏不可得播蕎客之耳實是中
國禮儀純粹無所駁雜者也凡好古之士有識
之人誰不樂此禮中興乎予幸奉記得大禮之
鴻命去歲仲冬傳馬到洛雖會有重服不得入
宮城而東馳西驅略明其趣朝問夕正漸得其
奧今春東歸筆之錄之自國郡卜定至豐明籌

會當時進退巨細悉舉上世規式參差必附分
為九卷以櫟上

官更用國字釋當日次第其於由奉幣以上辰
筭會以下者唯述其梗槩加之前後以示門生
及就問之客比之九卷則十之一耳然而當日
威儀可以命畫工宮殿營作足以役工匠是以
門生往々請鋟之梓予曰目視猶不免無羌况
借觀於人者乎苟堯以毫釐繆以千里不告者

數月然而甲乙逃寫日不暇給門生或空手而待於是不得已初屬割劂氏其所要在便童蒙故務譯雅言於俗辭名曰大嘗會便蒙恐人或以此書為忌上

官者故題其首也爾」

元文四年十一月

羽倉東進荷田在滿書

大嘗會便蒙上

元文三年大嘗會

大嘗會とつまも年的新穀と天子乃び天下の祓禊一例より改めて祓禊とぐくよ嘗すとびるよ大嘗とはつゝ又新穀を伏すとあよ新嘗ともつゝ新嘗とひりも日を紀神代によ天孫ち神の新嘗とえきてひきを伏すとあよ天孫の天孫考め付ひりもく祭りやあび因りて天孫考が新嘗とあひよあ因い人のや

御て仁德天皇四十一年より當新嘗之月
以宴會日賜酒とあふ多シ初すりとれど何れ
よりつぎたるを知べば至後清寧天皇
二年十一月より依大嘗依奉毛之料遣於撫摩。
毛山郡建先祖伊与奈目郡小樽と名へて有
て大嘗の字の如く初多く撫摩あるもする
つち亦必ずとぞいとひだり大嘗の歴をゆき
此れより初よりとぞくつべからざる又
顯宗天皇二年十一月より撫摩の守伊与奈
目郡小樽於赤石郡親并新嘗の伏地と名へ

天武天皇五年九月子為新嘗のト國郡也
御忌別尾張玉山郡次丹波玉河が聖をと
えりと見えとれどひしろ大嘗ともとひス新嘗
タヒシヒアウテ義あととづとされと後
大寶元年の令と並びてとて大嘗とついてモ中
ニ每年行リシハ年小よりて一歳よ一度ば
り之に事大より代考よ新嘗とひとと
令と後國史貞觀延喜等の書ふつうる
内一世一慶ての事大よりとて大嘗と
ソムキ毎年考の新嘗とつひ別らるゝなりて

今の大嘗はもかくろめ 执新帝の御即位七年内
不有り。ハモニ小太嘗令。ヨリノハ月以降是を
ハ望年は行ふ。室にて後花園院永亨二年
庚戌よりハリムキアリ。と後土御門院のハ
セツトメ無乱のす。ソシ小佐そりハミズル
モリキ経て中守二百五十六年とて東山院
貞享四年丁卯より再興セラ。又五十九年
キテ當今も享保二十九年し卯十月より位
多きハ聖元文永年丙辰は行ふ。ゆき例な

行ふ。行はとて死年わたりて延喜二年丁巳の
諱國。ハリムケテ。延喜二年壬寅五月十一
年。モハ嘗百興セラ。ね自饗と云ひ。のじよいれ
ト。大學。モハ。主政式。廣大なりて。今。其。モ。自饗
カ。ハ。ト。ち。う。ば。に。ち。せ。う。ぐ。か。の。せ。う。ぐ。と。貞享
モ行。ナ。ト。ヒ。ゆ。に。次。モ。モ。ハ。歟。ト。ハ。大。ト。因。ト。モ。ト。
ト。リ。ハ。ウ。ゲ。叢。ナ。ト。
主國郡ト定ト。ソト。モ。是ハ。悠紀主基の心
郡。ト。ウ。ホ。ハ。の。郡。ト。シ。モ。ハ。室。モ。モ。做。式。之。

御紀より日吉紀の折記といひ事トシすまくに辞せ
ソリモレドツツテソラノ詞ワカヘシタニモ基ハシトヘ
次タマトウキナリテ御紀ミタマニテ御祝ミサムテ御祝
ト奉タマトアリモリエホリムコミヤヒ大嘗ミタマニ大嘗ミタマの事
と奉タマト一旦大嘗ミタマニタマクシテ御飯白黒シロヘタツ御
等タマト御飯ミタマトアリモ御飯ミタマハタマト御
主基ミタマトアリモ御飯ミタマの主基ミタマトアリモ御飯ミタマ
郎ミタマの稻ミタマト田ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマの主基ミタマトアリモ御
ラクシリ也ミタマハ八月ミタマ内ミタマ日ミタマスルミテ定め
ラクシリ也ミタマハ六ミタマ日ミタマスルミテ定め
ラクシリ也ミタマハ六ミタマ日ミタマスルミテ定め

の方ミタマ廊ミタマアリキト軒廊ミタマアリキト神祇官ミタマの
官人ミタマはアリキトアリキトアリキトトミ又人ミタマト龜甲ミタマト
やきも龜ミタマのアリキトアリキト御飯ミタマの國ミタマニ御飯ミタマニ基ミタマ
ハ行ミタマの事ミタマ行ミタマ事ミタマト言ミタマシタ昔ミタマシタ御郎ミタマス
名ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御
中ミタマ古ミタマ事ミタマハ國ミタマニ支ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御
ト御ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御
御ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御
ト御ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御飯ミタマト御
主基丹ミタマは國ミタマ事ミタマ田ミタマ郎ミタマト室ミタマ主ミタマト定ミタマて以後

六條宰相中將有起卿と歎近に准字と岩崎
右官掌紀氏信とあらえ於大掾とけゆよせ尼
之系つ權の左宗房、伊豆ノ島を介すと申れ
此二人はてふ曰く前後大よろよわざ
又廣橋左大辨の寧わ兼能朝臣と兼丹は行宮
を親町右中將実連朝臣と弟舟は今と在
田ちあつ大尉紀氏房と兼舟は行掾とし三人
主基國司とて曰く弓を引く又抜ぬけ使とて
鉢巻石を土山破りて武屋五人を下ふて賊望郡
松平村、うり沙原内膳、も島石室源蓄住處

人丹波國守田郡鳥居村へ移る者之を到りて
田舎トハ室山と大田山と山田山と山田山と
を撰子翁

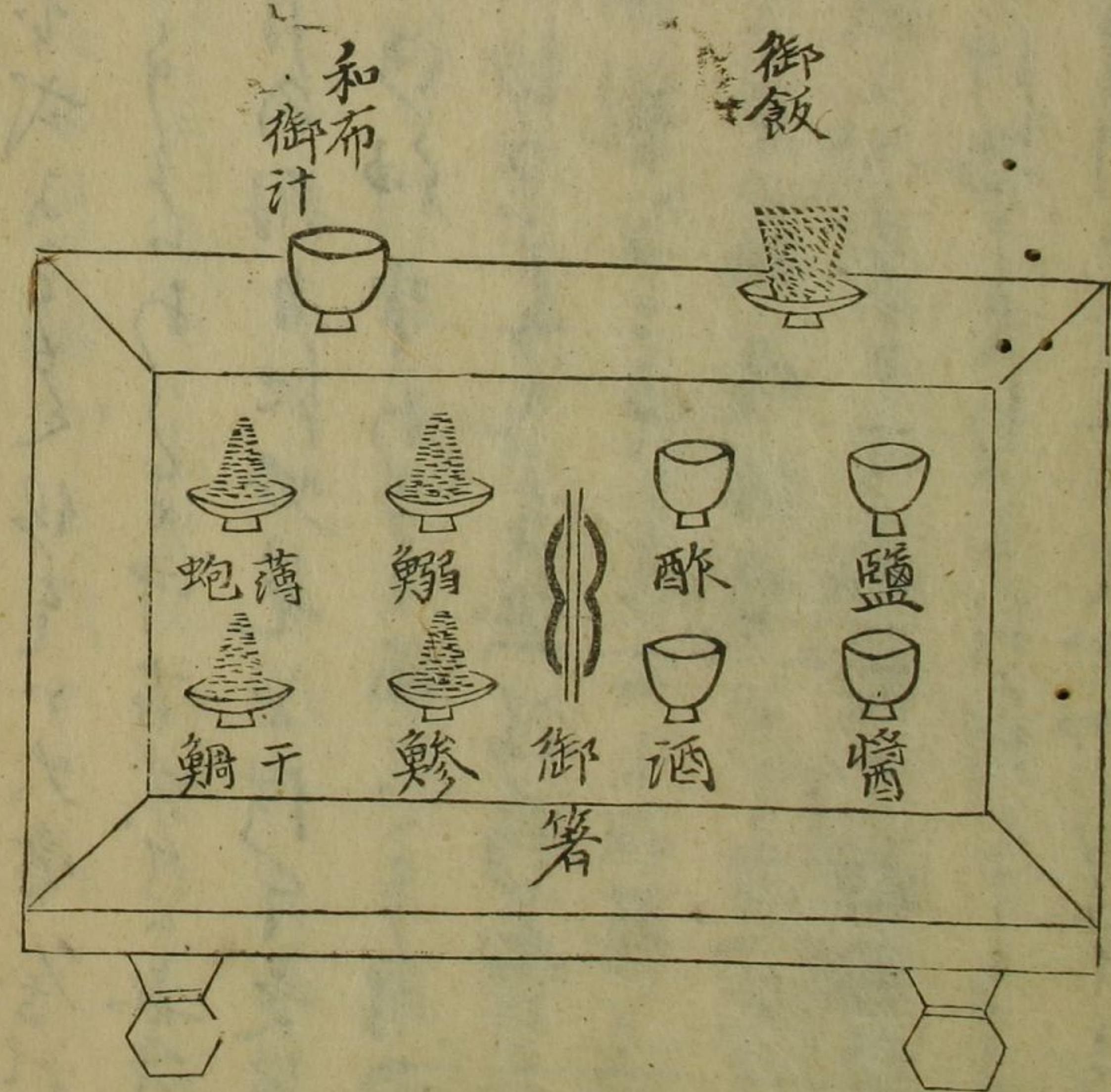
次よ幕見にびのち
すくわらに辨史をとれ
てはやる輕々
詫咎と
へまくらきは清淨
りはるかに大
嘗の散脅ハ十一月朔日
の事也
辛未ノ日とて是と
ひ行織と隙ん
が居る九月晦日
の夜とてはては
すくわら贋物

是よわざ罪咎とぞしてい水玉扇もて政の所
め移す。昔よ萬葉阿^{アマハ}シテ原の風
やう^{アマハ}シテ^{アマハ}今^{アマハ}の往^{アマハ}ハ東の西^{アマハ}シテ紙扇川^{アマハ}
あう^{アマハ}人の人^{アマハ}川^{アマハ}シテ^{アマハ}川^{アマハ}の高柳^{アマハ}
往^{アマハ}とら^{アマハ}シテ^{アマハ}も若日^{アマハ}シテ^{アマハ}其^{アマハ}の後
よそ^{アマハ}川^{アマハ}シテ^{アマハ}よ^{アマハ}候^{アマハ}と^{アマハ}て^{アマハ}其^{アマハ}紅葉^{アマハ}墓^{アマハ}の^{アマハ}の
事^{アマハ}年史中臣ト部^{アマハ}多^{アマハ}年^{アマハ}又^{アマハ}大^{アマハ}扇^{アマハ}と持^{アマハ}
息^{アマハ}ト^{アマハ}多^{アマハ}大^{アマハ}扇^{アマハ}と^{アマハ}持^{アマハ}
扇^{アマハ}と^{アマハ}時^{アマハ}ゆ^{アマハ}と^{アマハ}傳^{アマハ}と
次^{アマハ}御^{アマハ}模^{アマハ}と^{アマハ}うわう^{アマハ}候^{アマハ}と^{アマハ}うわう^{アマハ}候^{アマハ}と^{アマハ}

曰く義々天子と云ふ、裡とひ嘗て余
被^はて是を慕^{まつ}る尺の後と曰じえにて天子是
す。清淨よそゆそんがお見えまで汗襟^{あせきぬ}
くはめうんして汗襟^{あせきぬ}くはめうん
月朔日より大嘗会の散齊^{さんさい}を終^しりて十一
の未^みに、
色^{いろ}は年ありてり^り、
きて清淨^{せいせい}を乃^の書^か、^{ひの}宿^{すく}よお御^ごあ^らりて
其^{その}御庭上よひ贋物^{かみもの}、廟^廟とあよのやうと
室^{むろ}をもと奉^{まつ}る。以贋物^{かみもの}、以巫^{みこ}、^{みこ}ひびて中臣^{なかみ}安^あ

とまつて、少林の事にて中臣皇子とまつ
天皇と接しこそ方よりとくにけて近づく事
一実向ふの贋物とまつて用ひよ被とす
なき者ハ此時多く下向く被とす
に次第えいひごとく今ハ^{シテ}
次ノ^{シテ}火ひを敷ひらと傳す
さて是ハ十一月朔日今日より大嘗令の都
きりうれよきのよまでにやとそくて改りてはつき
火ひとてひを吹すゆゑと云ふ火のひまつ
御門の火暗也多よ信膳の仕事下ろのやく

忌火術飯圖



さて同日より三社の、馬式あり陣の座の如き上り
以下寒宮殿の西席左近陣の座より先て三社の
使を定め候セ又内訣より御坐て三社の宣會
と申候。之にて奉文一通と清書一通。又ノ
も御内侍は儀平りてすくよ神祇交代の候
吉田の社の事とす。今人云々。是れハ神祇と吉田の社とす者あり。又云々。是れ先
に事に無事以下。是れハ神祇と吉田の社とす者あり。又云々。是れ三社の祭事とて見
え。又云々。是れハ神祇と吉田の社とす者あり。又云々。是れ三
社乃宣命と云ふのはくよ後トナリ。又云々。是れも

山あらそい。是る事は昔より神祇官れ友食え
り。御内侍は儀平りてすくよ神祇官と吉田の社
神祇事のハ神祇と吉田の社とす者あり。又云々。
てすくよ。是れハ神殿のむし御終官ア
ウタキ。御内侍も

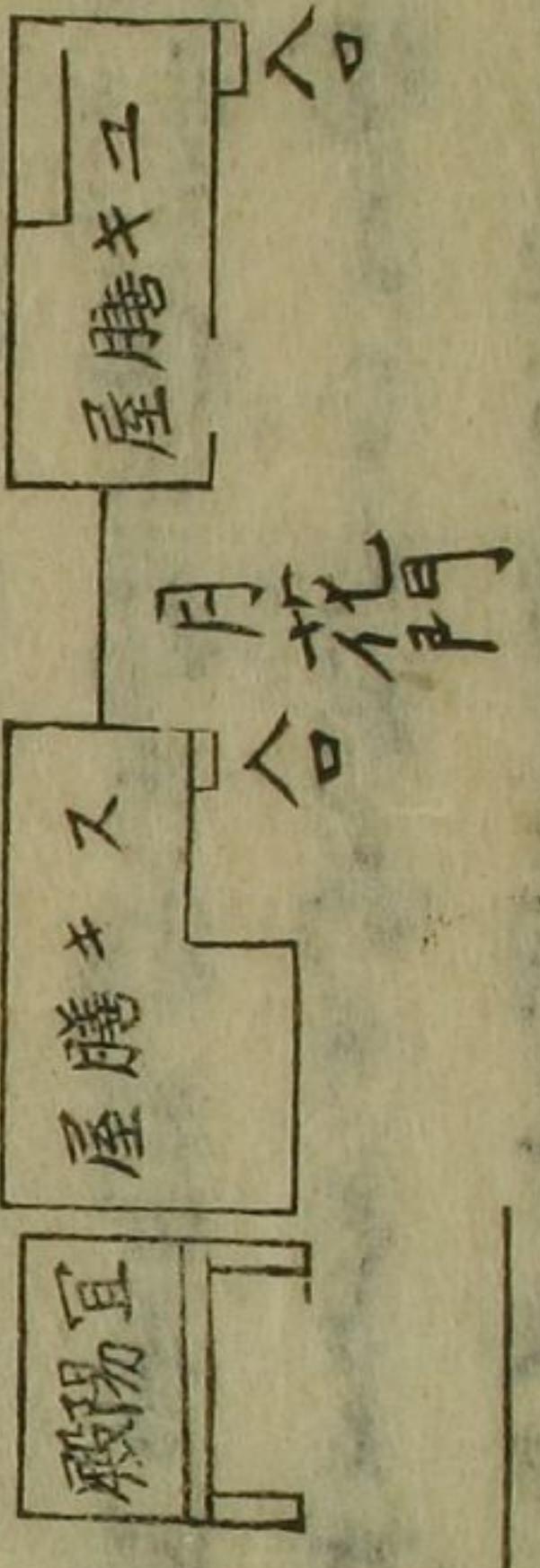
ね大嘗令の為日付から六月十日卯の日。二
室うち。是れは卯日三つ。お彼の中の卯
の日を卯の日。三つ。是れは九日丁卯。
あ。御内侍は儀平りてすくよ神祇
職の人。大嘗官とゆ。御内侍も。御内侍も。

八尺幅もい南西東の三方ハ一のかづかは以下
さうり九尺小の方よりありニの下
がむき九尺よりひくらへて後仰の所ひだり
蓋つるやうにすよありひりひめ
さ一丈二尺迄ままで四つ柱よ又西東の鳥居の外
ちよか人りうきハスルトキニ
一弓引れ、北て南北二間の神壇とひづる
昔ハモニニ垣、丈五尺あり垣の内
木の端よハタケ根あつゝ木の端よてあへげむ
四方に垣と門ド 壁の南
四隅よ垣の角よ四トスに方のうちわ開戸
あり木の向ド・・・・・

大嘗宮地圖

西

立

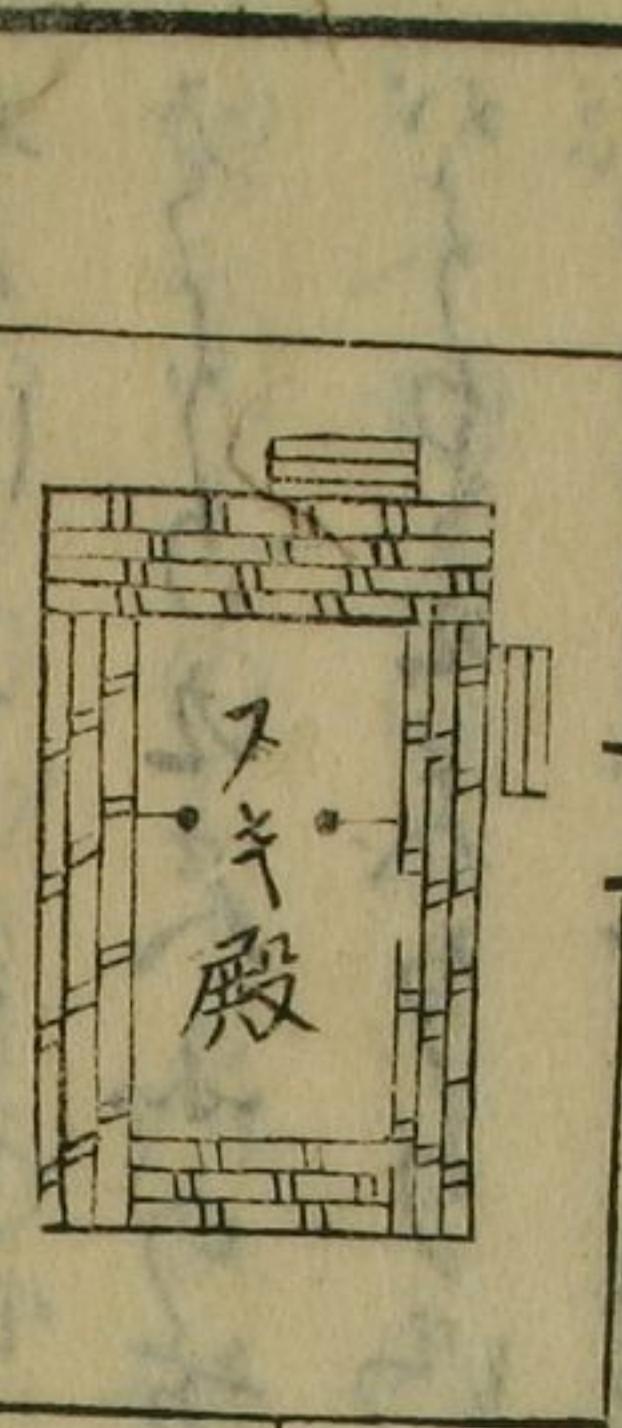


座陣

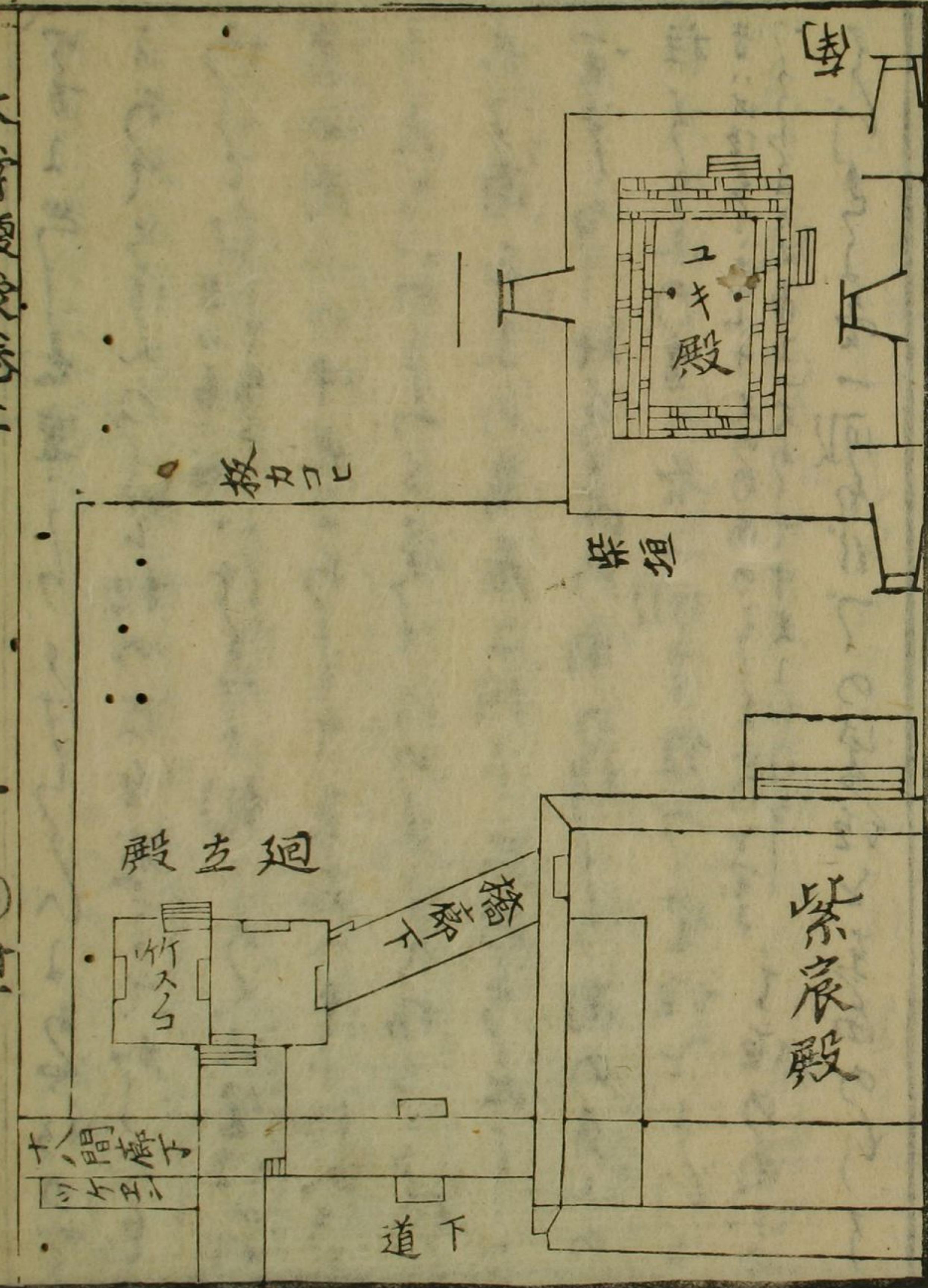
殿涼清

垣袖

軒



板カコヒ



四方より、表裏より、すらりひよりのひ
うちて、まんのまへねばほをもとてかくを
いとし昔の麻の葉にけり。外どうく又半弓の角
東西南北の中央よりしてあるべきとゆふす
多居と一つとも是すべのよもてゆるまぐ
共よ南面の鳥居よりト呂はせむなう
云々アキ此ちがうの南の柱より南の方の
柱より少の方へ各二間ほどづ、半弓とどりる
昔ハ正木子、かや十丈の南のものより内と云々 すほの南の方
つゝやかな丈南二丈ありて中央より四間半
くぎよ各一間りびでの半弓とあゆのひア

（元モ屏籬）
昔ハニ丈あり 今東西のとつれの板へ寄りて
もあて壁の下りぬる所の金額よりト板東め
鳥居の内よ一方うちぞりて他社のひぬそい
ば肉にて天神とあうきよとひの南木板東西
三間（昔ハモさ四丈）生あつて草木と化す若
木の竹筍子とよき、土上に近づきて、とお
昔大嘗宝より引けり、（まで葛野原小町原
伊勢の班序より）今草木と化して、草木と
山の方三間と内陣より南の方二間とあゆ
内みほの櫻より東、あよりに又北すづのく
かわうち中の一間半うちりをみゆきとあつて

守戸戸署えねづよけひもとあまきと極の里
えねの皮をくらむへ南の方小の内へ一筋すづ
づるそそあくと中史よ一あくぐりあり
西の方東れかハ内ほハ二筋のうちと小の筋
と外陣の場よ核のわざる筋でふと外陣へ
一筋すとまよの二筋すて南へ北筋
まよのふよとあくと内陣の場内筋まで
一筋すとまよあ西のうちのとくと一筋
で為て内陣の筋あ十丈也ね里カよ竹引
あり南乃ちんべんとおもひめり三カハすとある

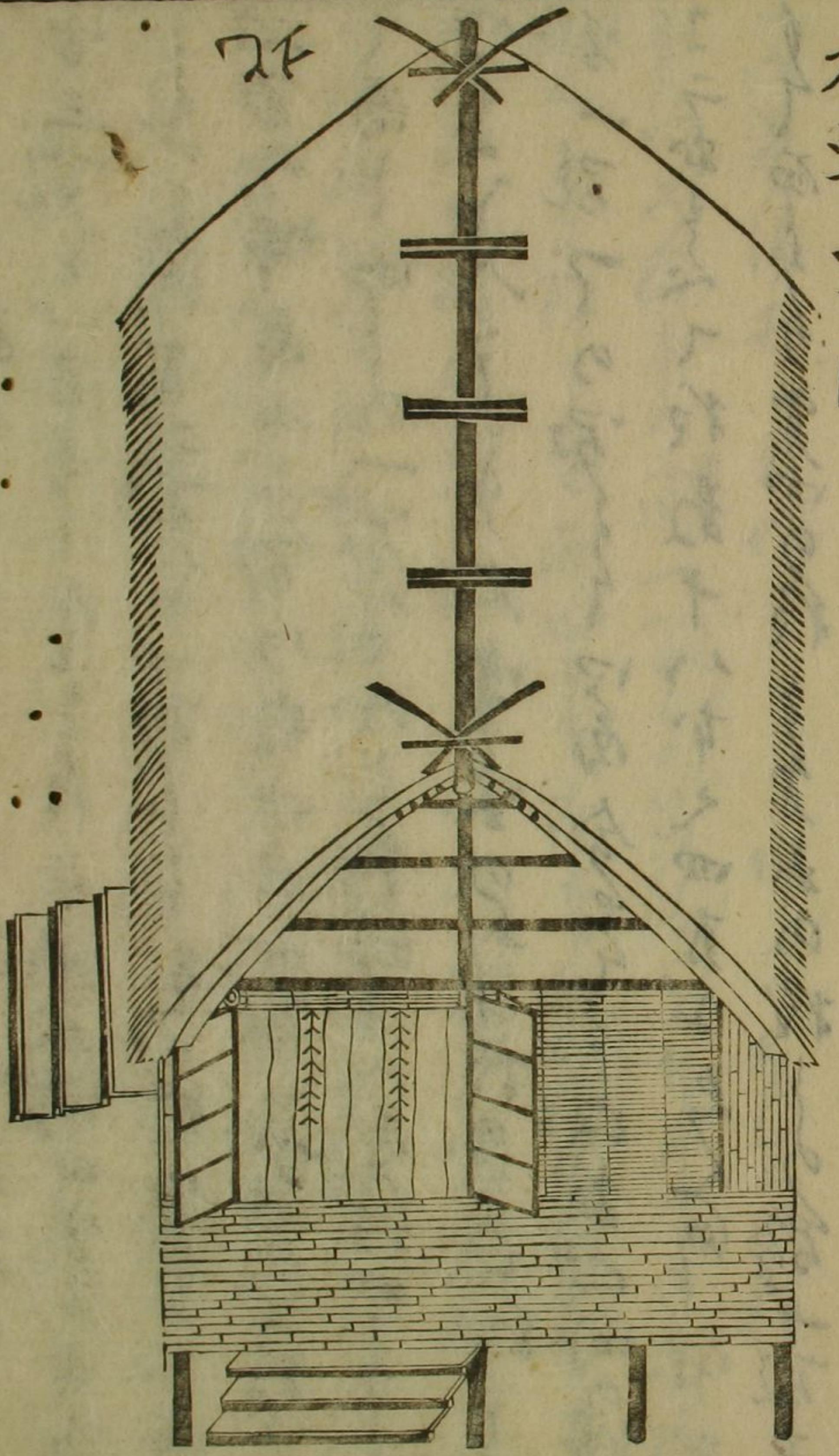
げと南のきんあゆのとづきとくにまつまでも
配木の壁と柱とあくはばまれねのとニ
つこうかくはものとくへやくとあて其上よ
手すねとすきして三筋とみ西のきんの南
のとづれとも一筋すとてくと一筋すと階級
するがくねの南の階は四一筋すと階級
とすとて入と仕事のうちと三筋の内
中央の柱より西の内一筋すと入とす戸戸
ありとづれてもは自れねのよとて四方のあら

とあると二つとあるかと云ふも一取半が
ありよほ段ありゆゆるおびてよげじよ
げすにあらまくさん多くんのまへ是もねの皮
付属するかくら紙と先ては戸内内には
うれ簾わう簾りの白紙とくはる簾の角
夕方白き麻のすきとまげ下り減金の約あ
簾ハ内つゝへ事とて約よからう簾の内と
白き布の帳とたゞ帳の上よりき布のき
こすらしゆれ蔓むとび八段わう又中実の
板より東一面おひの方のあくよきんかりて

あてうちよ呂箋りの屬とされを又西がてへきよ
門の外廻一瓦をが室と入口とす戸内ハ是と
近にかまくとてねのあくあらまきとびとて南
かすてろ戸内と回一但は戸内ハ一方半つあひ
ユニねまくあらまきとてつびひきと角とよ
もとひをあらめ布帳かまくと南とてよまき
すすり入る、すりけづ又あがてハ内陣ざる三
間井戸やくとてのまきとて表とあらまくとだり
とく簾とくげづ又あがてハ内陣ざる三
間井戸の房またわづるが室とあらまくとて回一

柱下に立てども、もみぢて二弓すが方
へて上よせたるの巻と、向く南よりの東弓
引よ回ト被南がすのから、ひうち上林の下と
三弓ほどよじて、まよめのまきとあてゝ、ごうり也
かずとも是の向一但小へ下りて、ひ通す
けふりくと並式とも東南西の三面を巻き、但西面のみの
二弓の巻とあると見て、今と向い、ほどゆる
回天井ハ皆も近ひやすく、ねむ根のもと、南北セ
家但南の傍へあんめ
ちんすの内側うちも、南北小
根の傍まとの方へあらざり、左

ばくうへ一弓ノシテ裏の木立よりの丘林
ヨリカクシヌ又坐位の西の木床の角より退
タモク基の山高とし引けぬて也然と事
アキヨトスルトスも入ロの木床も退化
の少歟とすと莫るゝ事ナリテ只く木床のさ
れやの木とさざして下の木と木をすり合
ハシマリたゞ木ナリシテ坐位の東床内侍
木の西スもかづ少くナリて是立木と木は是
大嘗ミテよほけあつてとそひ不正解
一てひ湯とめきいは木床と改めさる



北と南と西と東の間を一間、東西五間、南北四丈、但西の
方三間と一間とをすばり中二間、四方よりと
てありあり二間と一間と是竹簾よしも
二間の坪南から北の内中の一間は戸二枚
て南とゆる一間の木戸はあたへりてす
のよと入らず大嘗主の御所のうちより
き一切での事よりは萬念してすらむに間の邊
ヨリ申さざて右敷十八帖と四帖と左ノ門前
より而下り右四の段と左三の段より右一間よ
若狭と名づて沿岸の町のまことにす

小ちて西よりすこのねと東三尺ねよら一間
は萬葉やの坪トテ一間、北にこれねと
きやうねと右一間、左一間よ右戸と左に萬葉
をくわひて西より南すこのねの南より
先このねのゲー少すて一丈、左一間よ左戸と
の横廊とえのねねは萬葉望ナキヒヤリて火
あてはせうねのまそてやうび火ナシ但南より
西より第二のねと第三のねとの間を二枚
の戸戸ヘ又右戸と左戸と左戸と右戸と
ニねの戸戸と左戸と右戸と左戸と右戸と左戸と

かくてノドニ間の内中の一段を引く小がす。
西より東三の程とす。の程より引く一段と
おもて三間の内中の一段を引く三ふきよ二段の
定尺より三段を引く。引く程のうちを等
分するにがむとす。のサリづる行、行東あらわ
繋り南北を引く折半ハ引廊下の中央四三
段のめうちまとす。の引放しとまく
あらわて二段を引ひく。引廊下とまく放しとまく
の小うちと大ハ引廊下の小のいと南北
三段をもあ西二段引。土立^{トコ}と引きまくとす。

東より北をざよのやねとす。内南の方ニ
引方へひき湯を引く。をひきとす。東
西と用ひ但かづかハ板用く小のまく二段よ
一引まく。おひかのほかゆきの通ひひきうち
まく小の角と面の方は廊下へうきとせん版と
まく。おひきの面を引く。す。先へひき角へ
まく。おひきの面を引く。す。先へひき角へ
まく。おひきの面を引く。す。先へひき角へ

左の事は昔よりよきとすひにち行を相とえぬか
ありか一ノ角もあるかをそしハナの廊下と
南の大嘗宮は其の傍邊より通じてよ板圍と
右の板圍の南よりまことにあつて入り入る
き入りより下ふくらは木垣の東より角ますよ
又板圍と通じて又壁を窓の所よりきこの板
通り通じてあててから壁を窓の所より北の南へ
大嘗宮の小の室せまつて又板圍と通じて月光つ
の南は廊ととづりてて周ひて廻ひて廻ひての脇屋
ニ昔の御殿の基の脇屋

す其脇屋のあ南の角より南へ二段とて左面
一尺半の棚とある割竹と釘と打てサキミ昔の棚
作棚の事もあテ人縁り供神のやハ國とて
木山棚のよよかくこす棚とあつて通じる外のあ
庭園の上は椎の葉とあててヨリ竹と押縁と
二通アあけ又月光つて宣陽扇とめろし
席と角とてきのうすてよて周ひてよめろし
の脇屋とて木山の神脇とて此ふよても斜
わすけ脇屋とて竹棚とて二つの脇屋共て若
主めあるのをよ西の方よりのうさてモア内

かうお戸へあゆよもむきゆとあてたる
を縛りて絞じほきがく也又日暮門の小内
席のゆすり水の湯とわすかなとゆく
金に度てえどもゆすり水の席は行ふ江
にとどあく一圓い只三文の腰枝とあら
れ但せどうへ主客の賓の役人ゆるゆるて
大嘗會と號て新工作す不省の殿へひりく
書ひゆるべまつりあはす今作ひてあく太略
かくのふー

大嘗會便蒙卷上總

